



商工情報あらかると

小国町商工会

トピックス

●5月24日「令和元年度通常総代会」開催	P1	●毎月無料労務相談会を開設	P4
●永年勤続優良従業員表彰式 19名受賞	P2	●「一日公庫」のご案内	P4
●小国町商工会会費納入のお願い	P2	●労働保険料申告納付期限のお知らせ	P4
●商工会青年部活動青年部長が替わりました	P3	●キャッシュレス導入を支援します	P5~P7
●商工会女性部活動	P3	●商工会の共済	P8

令和元年度通常総代会開催



令和元年度小国町商工会通常総代会



プロジェクターによる事業報告

5月24日(金)午後1時30分より、小国町商工会令和元年度通常総代会がアスモ3階多目的ホールでおこなわれました。

通常総代会では、平成30年度事業報告並びに決算等が上程され承認されました。また、令和元年度事業計画(案)並びに予算(案)については、満場一致で原案通り可決承認されました。

特に今年度は、「経営発達支援計画」の3年目となり、地域小規模事業者自身の経営計画の作成を支援し、経営計画に沿った経営を伴走型支援していきます。

今年度も資料説明等は、プロジェクターで要点を投影して説明しました。資料のみならず画像等を使いビジュアル的な説明をおこないました。

＝令和元年度事業計画の重点目標＝

1 経営発達支援計画に基づく効果的な実践

経営発達支援計画の3年目として、具体的成果を伴った取り組みを実践し、個社の経営力向上や地域振興に努める。

2 広域連携協議会並びに関係機関の連携強化

西置賜地区の広域連携強化と共に、行政や金融機関、指導機関等の連携を一層深めながら商工会機能を発揮する。

3 会員の増強と財政基盤の拡充

会員の加入促進により組織率向上に努めるほか、会員の福祉に資するサービスの拡充により財政基盤の強化を図る。

小国町商工会



永年勤続優良従業員表彰式 19名受賞



受賞者及び事業主とで記念写真



渡部隆浩さん謝辞

5月24日(金)午後0時20分より永年勤続優良従業員表彰式が小国町長様、小国町議会議長様、山形県商工会連合会長様のご来賓をお招きし、アスモ3階多目的ホールでおこなわれました。

今年度は、9事業所から19名の方が推薦され、小国町商工会伊藤会長から表彰状と記念品を一人一人に贈呈されました。

受賞者を代表して北伸自動車工業㈱の渡部隆浩さんが謝辞を述べられました。

これからも各事業所において事業主一体となって業務に精励されますことをご期待いたします。おめでとうございます。



表彰状贈呈

令和元年度 永年勤続優良従業員表彰者名簿

No.	氏名	勤務事業所	勤続年数
1	佐藤 栄次	株式会社 高橋工務店	24
2	渡部 隆浩	北伸自動車工業 株式会社	23
3	佐藤 絵里子	株式会社 高橋商会	21
4	高野 嘉晴	小国開発 株式会社	20
5	安城 孝幸	小国開発 株式会社	20
6	栗田 ひとみ	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	18
7	今野 順子	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	16
8	安達 洋子	荒川興業 株式会社	13
9	木村 隆	荒川興業 株式会社	12
10	平田 かおり	荒川興業 株式会社	12
11	四釜 絵美	荒川興業 株式会社	12
12	渡邊 真紀	荒川興業 株式会社	12
13	齋藤 友樹	荒川興業 株式会社	12
14	齋藤 里子	荒川興業 株式会社	11
15	鞍山 智子	荒川興業 株式会社	11
16	舟山 みほ	荒川興業 株式会社	11
17	木村 祐介	有限会社 豊嶋石英硝子	10
18	島貫 智子	小国町観光協会	7
19	塚原 力哉	株式会社 小国自動車整備工場	5

※勤続年数は、六捨七入としている。

小国町商工会会費納入のお願い

商工会費の納期は7月1日(月)です。口座振替の方も7月1日(月)が振替日となりますので、事前に口座残高の確認をお願い致します。

※住所、事務所、代表者名等に変更があった場合はお知らせください。

(担当：遠藤主事)



小国町商工会

商工会青年部活動 青年部長が替わりました！



新小国町商工会青年部長
渡邊拓磨君

平成31年4月19日、商工会青年部の通常総会が開催され、平成30年度事業報告と収支決算、及び、事業計画と収支予算が承認されました。また、任期満了による役員改選で新部長に、渡邊拓磨氏（きのこのたるまさ）が就任しました。（担当：佐藤課長）



令和元年度小国町商工会青年部通常総会

「おぐに石楠花まつり」売店出店協力

平成31年4月27日～5月6日、道の駅「白い森おぐに」特設会場において第30回おぐに石楠花まつりが開催され、10連休効果により例年以上の賑わいがありました。当青年部は、5月3日に出店して来場者のもてなしを行ったほか、青年部事業のPRを行ないました。（担当：佐藤課長）



「絆 感謝運動」の実施

毎年、商工会の日（6月10日）に合わせて全国統一「“絆”感謝運動」として地域貢献活動を実施している中、当青年部では、令和元年6月7日、アスモ周辺から小国駅周辺の清掃活動を行い、地域に根付く商工会青年部をPRしました。（担当：佐藤課長）

商工会女性部活動

通常総会が開催されました。

平成31年4月10日、小国町商工会女性部の通常総会が中華料理「鏡」にて開催され、平成30年度事業報告と収支決算、及び、事業計画と収支予算が承認されました。今年度も事業計画に沿って、活動していきますので、皆様の変わらないご支援ご協力をお願いいたします。（担当：遠藤主事）



駅前プランター花植え作業

令和元年6月5日、小国駅前花壇にサフィニアの花苗を植えました。夏から秋にかけて綺麗に咲くよう、女性部員で管理していきますので、通り掛かった際は目を向けてみてください。（担当：遠藤主事）

女性部リーダー研修会・主張発表県大会

令和元年6月3～4日、最上町の観松館にてリーダー研修会と主張発表県大会が開催されました。

最優秀賞（県知事賞）は村山地区代表・中山町商工会女性部で、東北大会出場となります。（担当：遠藤主事）



小国町商工会



「働き方改革」で労務対策は？ 「無料労務相談会」を 毎月第2火曜日に開設します

今年4月から「働き方改革」関連法案が施行され始め、小規模企業者においても対応しなければならなくなりました。有給休暇5日間取得義務や残業時間の制限等、来年度からは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されます。

各事業所においては、雇っている従業員の対応や就業規則の変更などをおこなわなければなりません。

小国町商工会では、各事業者の個別案件について社会保険労務士に気軽に相談できるように、毎月1回「無料労務相談会」を開催することにいたしました。相談は、個別で希望時間に相談できる形といたしますので、他の相談者に相談内容が漏れることはありません。安心してご相談いただけます。

相談には、事前の申込が必要となります。詳細については、当会にお問い合わせください。

(担当：佐藤課長)

実地月	7月	8月	9月	10月
実施日	16日(火)	6日(火)	10日(火)	8日(火)

資金繰りは大丈夫ですか？

日本政策金融公庫の「一日公庫」の
ご案内

日時：7月23日(火)
午前10時～午後4時
会場：小国町商工会指導室

恒例の「一日公庫」が7月23日(火)に小国町商工会館で開催されます。事業資金借入をお考えの方は、是非ご相談ください。当日は、申込者の希望時間で個別相談会方式といたしますので、他の相談者に相談内容が漏れることはありませんので、安心してご相談いただけます。

相談には、事前の申込が必要となりますので、その際、2期分の決算書及び申告書の控えをご準備ください。詳細については、当会にお問い合わせください。

(担当：佐藤課長)

労働保険料申告納付期限のお知らせ

7月10日が労働保険申告納付期限です。

小国町商工会の労働保険事務組合に加入されている事業所については、申告の手続きが終わっておりますので、第1期保険料の口座振替日が6月24日(月)となります。事前に残高の確認をお願いいたします。保険料の納付通知書は、6月中旬に発送予定です。

労働保険に関することは、商工会にお気軽にお問い合わせください。

(担当：遠藤主事)

源泉徴収個別指導のお知らせ 源泉税納期特例期限 7月10日まで

個別指導日時：7月1日～10日(午前9時～午後3時)

従業員等の源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期限となっておりますが、従業員等が常時10人未満である事業所については、年2回にまとめて納付できるという特例制度があります。

今回、源泉徴収個別指導を7月1日から10日まで商工会館でおこないますので、納付方法等については、お気軽にご相談ください。

(担当：伊藤職員)



☆納付額が0円でも
納付書の提出が必要ですので、お忘れ無く！



小国町商工会



CASHLESS

中小・小規模事業者向け

中小・小規模事業者の皆様の キャッシュレス導入を支援します！

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日

本制度の概要

- ☑ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ☑ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

本制度のメリット

<p>メリット 1 今なら端末導入のご負担なし！</p> <p>端末本体と設置費用などが無料。</p> <p>軽減税率対策補助金対象の端末支援についても比較・検討ください！</p>	<p>メリット 2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下！</p> <p>期間後の手数料の扱いは事前に開示。</p>	<p>メリット 3 消費者還元で集客力UP！</p> <p>5%又は2%還元。</p>
---	--	--

▶ キャッシュレスのメリットをもっと知りたい方はこちらをチェック！

<https://youtu.be/liqijj7zfQ0>



事業者目録で
メリットを紹介！

主な対象決済手段の特徴

本制度では、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

クレジットカード/デビットカード

- クレジットカード/デビットカードを利用している消費者に対応
- 国際ブランド(VISA、master、JCB等)に対応

電子マネー

- 高齢者や不慣れた消費者も安心して利用可能
(信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単)

QRコード

- 端末不要、手数料が安い等低コストで、準備も簡単
- 消費者はスマートフォンで決済

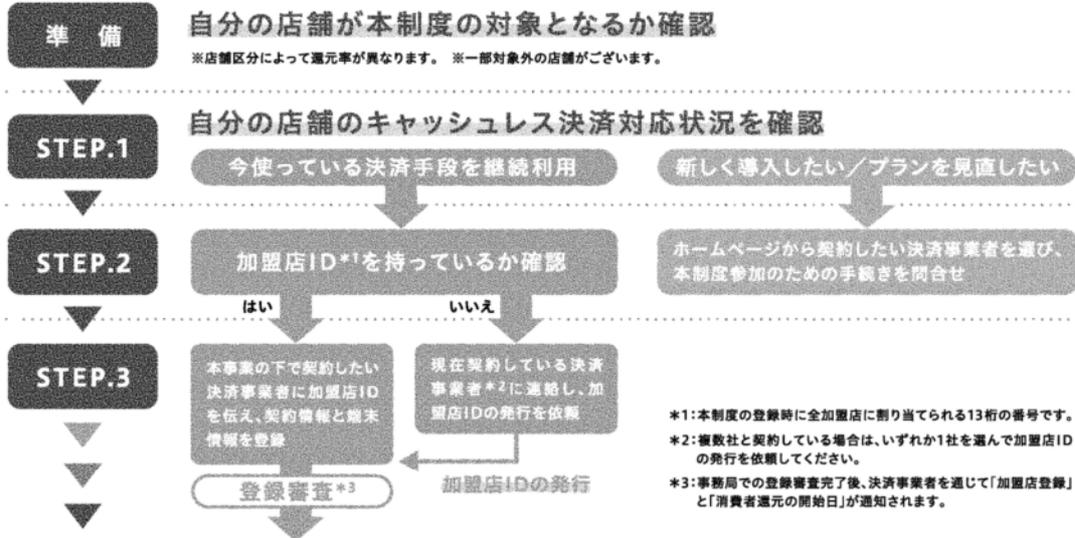
モバイル決済

- 複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
- 端末等もコンパクトでスペースいらず

小国町商工会



登録までのステップ



「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

主な情報収集・相談方法

自分の店舗に合ったキャッシュレス決済がわからない時は下記をチェック!

<p>読んでみよう!</p> <p>ホームページを チェック</p> <p>https://cashless.go.jp/franchise/index.html</p>	<p>相談しよう!</p> <p>コールセンターへ 問合せ</p> <p>0570-000655</p> <p>受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)</p>	<p>体験してみよう!</p> <p>説明会へ参加</p> <p>ホームページ上で開催 日時を確認して参加</p>
--	---	--

対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合 > 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
 また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

一部、対象外となる業種や取引があります。詳細は本制度ホームページを参照いただくか、本制度の登録を受けた決済事業者にお問合せください。

補助対象となる中小・小規模事業者の概要

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyuo_teigi.pdf



加盟店登録要領4.1(P5~P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_touroukuyouryou.pdf



お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口(中小・小規模事業者向け)

0570-000655
 ナビダイヤル 受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を騙り、個人情報を聞き出そうとする電話等にご注意ください。

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>



小国町商工会



キャッシュレス決済端末の 支援について

《 軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較 》

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ① 複数税率対応のレジ本体
 - ② レジに付属する機器 (決済端末を含む)
 - ③ 設置に要する経費
- 必要な経費の1/4を
中小・小規模事業者が負担、
残りの3/4を国が補助

キャッシュレス・消費者還元事業

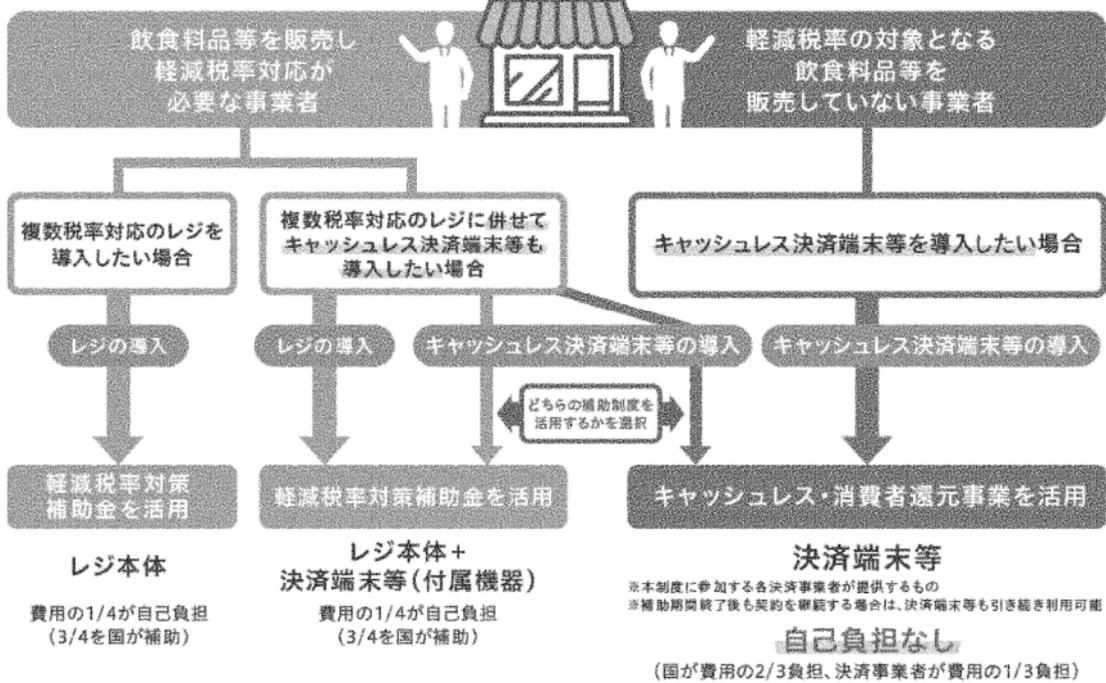
本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ① キャッシュレス決済端末
 - ② 決済端末の利用に必要な付属機器
 - ③ システム利用料、設置費用等
 - ④ タブレット、スマートフォン等
- 自己負担なし

制度の活用パターン

中小・小規模店舗





小国町商工会

商工会の共済

会社役員・事業主の退職金共済と取引先の倒産等に巻き込まれたときの資金手当共済

小規模企業共済は、事業主等の退職金制度です。掛金が全額所得控除でき、受給の際には、退職金控除が受けられます。将来の準備と節税対策ができます。

経営セーフティ共済は、売掛金や手形等の保全対策ができます。

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、事業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入
- 2 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

他にもこんな特長があります。

- 契約者貸付の利用が可能
- 共済金の受給権は遺言禁止

詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談) www.smrj.go.jp/skyosal

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
- 3 掛金は**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)**に

中小機構 www.smrj.go.jp/tkyosal TEL:050-5541-7171 (共済相談)

あなたの会社のリスク管理は大丈夫ですか?

定期的な共済・保険の確認はとても大切です。下の表で現在の備えをチェックしてみましょう。



商工会では、会員の経営と福祉に資する各種共済を取り扱っております。掛金が安く特典も多い共済です。気になるものがございましたら、是非、お気軽にお問い合わせください。(担当：遠藤主事、伊藤職員)

商工会会員限定 大切なご家族をお守りする保障

商工会の福祉共済「生命」保障

時々の補償 病気の補償 がんの補償

プラスに加えて…

生命の保障が新登場!

大きな死亡保障

割安な掛金で更に!! 配当が受け取れます!

あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険

商工貯蓄共済は3つの特典

=地域と共に歩む小国町商工会=

山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地 白い森ショッピングセンター3階

電話 0238 (62) 4146 IP電話 050 (3801) 4237
Fax 0238 (62) 4156
Email : ogui@shokokai-yamagata.or.jp

商工会は、経営に関する様々な相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。